

公務員に対する懲戒処分取消等請求事件について

事案の概要

本件は、市立中学校の教諭であった原告が、①顧問を務める同校柔道部における部員間の暴力行為を伴ういじめの事実を把握しながら、受傷した被害生徒に対し、受診に際して医師に自招事故による旨の虚偽の説明をするよう指示したこと、②当該いじめの加害生徒を柔道の大会に出場させることを禁止する旨の校長の職務命令に従わず同生徒を出場させたこと、③同部のために卒業生等から寄贈され同校に設置されていた物品に係る校長からの繰り返し撤去指示に長期間応じなかったことを理由として、停職6月の懲戒処分を受けたため、同処分は重きに失するなど主張して、被告を相手に、その取消しを求めるとともに、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、原告の①の行為は、これにより被害生徒が適切な治療を受けられなかったり、いじめに関する中学校としての組織的対応に支障を来す結果をもたらしたりしたことはないから、その悪質性の程度がそれほど高いとはいえず、また、②及び③の行為については、校長の対応にも問題があったなど、原告にも酌むべき事情があるとした上、原告に対する懲戒処分として停職を選択すること自体、懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱するものであるとして、懲戒処分の取消請求を認容するとともに、国家賠償請求の一部を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、原告に対する停職6月の懲戒処分が懲戒権者の裁量権の範囲を逸脱した違法なものであるか否かである。